



令和8年度定時会員総会

日 時 令和8年6月13日（土）午前11時15分から

場 所 明治東洋医学院専門学校（明治国際医療大学大阪サブキャンパス）

大阪府吹田市西御旅町7-53

議 案

- | | | |
|-------|-----------------------|-----|
| 第1号議案 | 令和7年度事業報告について | 資料1 |
| 第2号議案 | 令和7年度決算について | 資料2 |
| 第3号議案 | 令和8年度活動方針について | 資料3 |
| 第4号議案 | 令和8年度事業計画（案）について | 資料4 |
| 第5号議案 | 令和8年度予算（案）について | 資料5 |
| 第6号議案 | 一般社団法人水難学会定款施行細則の一部改正 | 資料6 |

第 1 号議案 令和 7 年度事業報告について

令和7年度水難学会事業報告

月	日	事業内容	実施場所等	参加者
4	30	リモートセミナー 1 (ペットボトル救助について)	リモート	38
	6	リモートセミナー 2 (ペットボトル救助について)	リモート	22
	15	偏光ガラスプロジェクト (開発実験)	兵庫県加古川市	-
5	18	リモートセミナー 3 (偏光ガラスプロジェクト説明会)	リモート	20
	20	シン・ういてまで (座学講習)	リモート	11
	21	統括指導員会議	リモート	5
	1	シン・ういてまで (座学講習)	リモート	15
	5	研究プロジェクト打合せ会議 (日本財団)	東京都内	-
	14	第 1 回通常理事会	大阪大学 箕面キャンパス	137
6	14	第 1 5 回 (2025 年度) 水難学会学術総会		
	14	学術講演会 (上半期)		
	15	シン・ういてまで (実技講習会)	大阪府中央区	25
	25	偏光ガラスプロジェクト (サンプル試験)	兵庫県西宮市ほか	-
	6	偏光ガラスプロジェクト (開発実験)	神奈川県藤沢市	-
7	15	偏光ガラスプロジェクト (偏光フィルター試験)	東京都内	-
	23	リモートセミナー 4 (事故調査について)	リモート	22
	8	統括指導員会議	リモート	20
8	11	事故調査	福岡市三苦海岸	10
	2	偏光ガラスプロジェクト (現地調査)	新潟県関川村	-
9	6	事故調査	岡山市旭川	11
	7	事故調査	姫路市夢前川	11
10	1	第 2 回通常理事会	リモート	13
	9	偏光ガラスプロジェクト (現地調査)	神奈川県鎌倉市	-
11	25	法人会員 (土木建設小委員会) 会議	東京都内	14
12	16	偏光ガラスプロジェクト (会議)	兵庫県明石市	-
	29	第 1 6 0 回認証指導員 (プール) 養成講習会	東京都町田市	33
1	20	偏光ガラスプロジェクト (会議)	新潟県長岡市	-
	31	会報 (63 号) 発行	-	-
2	14	指導員養成機関主催 認証指導員 (プール) 養成講習会	福岡県田川郡	7
	2	事故調査	福岡市三苦海岸	8
3	3	事故調査	福津市宮地浜海岸	8
	22	偏光ガラスプロジェクト (会議)	神奈川県横浜市	-

その他の事業

- 1 理事打合せ会 毎月第 1 金曜日開催
- 2 統括指導員打合せ
- 3 その他、理事が所管する委員会の打合せ等

令和7(2025)年度水難学会決算

収入の部		令和7年度		決算一補正予算		内訳	
事業	予算額	一次補正予算	決算額	差額	内訳	差額	内訳
繰越	¥22,485,944	¥22,485,944	¥22,485,944	0	令和6年度水難学会会計からの繰越金	0	
会員更新	¥2,950,000	¥2,950,000	¥2,846,500	▲ 103,500	会費更新個人会員225名 法人会員10法人 個人会員2名 法人会員1法人 認証指導員(ブール)養成講習会初 回指導員認定料33名@17,000	61,000	
新期会員	¥620,000	¥620,000	¥681,000	▲ 61,000	シン・ういてまで受講料@¥5,000など	405,000	
会員講習会受講料	¥500,000	¥500,000	¥95,000	▲ 405,000	NPO法人ういてまで福岡202602 資格取得試験受験料@5,000円×7名	0	
外部の指導員養成資格取得試験 受講料		¥35,000	¥35,000	0	日本財団助成事業1 水難事故事故調査	0	
日本財団助成金1(事故調査)	¥1,600,000	¥1,600,000	¥1,600,000	0	日本財団助成事業2 海のそなえ(海岸固有のリスクの把握と原因不 明事故の実態解明調査)	0	
日本財団助成金2(海のそなえ) 日(年度またぎ)		¥30,300,000	¥30,300,000	0			
共同研究	¥0	¥0	¥0	¥0	繰越 ¥2,773,170 偏光レンズの開発 特許取得	0	
技術認証	¥0	¥0	¥0	¥0	技術認証料	0	
教材販売収益	¥1,050,000	¥1,050,000	¥243,230	▲ 806,770	テクニクス、ういてまで指導用DVD売上	32,250	
ユニフォーム販売収益	¥30,000	¥30,000	¥62,250	▲ 32,250	ラッシュガード・Tシャツ等売上	15,175	
利息	¥2,000	¥2,000	¥17,175	▲ 15,175	利息	24,065	
雑収入	¥30,000	¥30,000	¥54,065	▲ 24,065	クレジットシステム利用料等		
収入計	¥29,337,944	¥59,602,944	¥58,420,164	▲ 1,182,780			
支出の部		令和7年度		決算一補正予算		内訳	
事業	予算額	補正予算額	決算額	差額	内訳	差額	内訳
水難学会総会	¥47,320	¥47,320	¥18,645	▲ 28,675	総会		
学術講演会等	¥110,000	¥110,000	¥145,140	▲ 35,140	学術講演会		
講習事業	¥800,000	¥800,000	¥678,114	▲ 121,886	認定指導員養成(ブール)、シン・ういてまで学科実技研修 会員研修会など		
広報事業	¥225,789	¥225,789	¥201,223	▲ 24,566	会報62号発送、会報63号発行		
国際交流事業	¥3,000	¥3,000	¥0	▲ 3,000	事業開催なし		
技術調査関連事業	¥500,000	¥500,000	¥197,259	▲ 302,741	技術認証、水難防止啓発品の制作のための会議など		
安全管理関連事業	¥3,000	¥3,000	¥0	▲ 3,000	オンライン勉強会		
水難予防教育関連事業	¥3,000	¥3,000	¥0	▲ 3,000	事業開催なし		
講習機関認定制度事業	¥0	¥0	¥0	¥0			
共同研究事業	¥2,733,710	¥2,733,710	¥2,779,170	▲ 45,460	実証研究など行い、偏光レンズを作成、特許取得		
日本財団助成金事業1(事故調査)	¥2,000,000	¥2,000,000	¥2,000,000	0	水難事故調査・神奈川・岡山・岐阜、事務員経費		
日本財団助成金事業2(海のそなえ)		¥30,300,000	¥16,495,145	▲ 13,804,855	1. 気象・海象を正しく認識し、海辺毎の危険をあらかじめ予測する 2. 水難事故と不審な水難との境界線はどこにあるのか 声なき犠牲者の最期の声を聴く		
令和7年10月1日～令和8年9月30 日(年度またぎ)							
JBWSS水辺の安全ネットワーク会 議2026	¥110,000	¥110,000	¥0	▲ 110,000	事業開催なし		
会議	¥900,000	¥900,000	¥812,470	▲ 87,530	理事会、統括指導員など		
教材	¥250,000	¥250,000	¥0	▲ 250,000			
保険	¥73,500	¥73,500	¥73,150	▲ 350	保険料@¥350×209名		
ICT事業	¥90,000	¥90,000	¥88,682	▲ 1,318	uitemate.jp ドメイン・SSL更新 サーバー・ZOOM・SSLふぉーむまん契約		
事務運営	¥330,000	¥330,000	¥267,375	▲ 62,625	事務運営費、口座振替・クレジットサービス手数料 stores.jp (アレル)手数料		
事務員雇用	¥1,150,000	¥1,150,000	¥773,862	▲ 376,138	事務員給与、通勤費、労働保険料、雇用保険料		
会計士委託	¥299,370	¥299,370	¥299,370	0	会計士顧問料(税引き前33万円)		
税金	¥130,000	¥130,000	¥111,392	▲ 18,608	法人税、源泉徴収税		
支出小計	¥9,798,689	¥40,098,149	¥24,934,997	▲ 15,163,152			
予備費	¥489,934	¥489,934	¥0	▲ 489,934			
支出計	¥10,288,623	¥40,588,083	¥24,934,997	▲ 15,653,086			
次期繰越	¥19,049,321	¥19,014,861	¥33,485,167	▲ 14,470,306			
期末残高							¥12,942
ゆうちよ振替口座							¥24,940,517
第四北越銀行 普通口座							¥5,437,486
第四北越銀行 定期口座							¥3,003,516
現金							¥90,706
計							¥33,485,167

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日（決算）まで

法人名：一般社団法人 水難学会

事業名：事業全体

（単位：円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
經常収益			
受取会費	2,966,500	3,614,720	△648,220
正会員受取会費	2,966,500	3,614,720	△648,220
事業収益	3,813,650	762,820	3,050,830
指導員認定料	561,000	357,000	204,000
教材費売上	263,230	77,540	185,690
ユニフォーム売上	62,250	21,450	40,800
大学指導員養成講習会	59,000		59,000
会員講習会費	95,000	110,000	△15,000
研究契約	2,773,170	196,830	2,576,340
受取補助金等	1,600,000	1,600,000	0
受取民間補助金	1,600,000	1,600,000	
雑収益	56,634	119,327	△62,693
受取利息	17,175	3,279	13,896
雑収益計	39,459	116,048	△76,589
經常費用計	8,436,784	6,096,867	2,339,917
事業費用	6,111,162	3,101,797	3,009,365
総会費	18,645	19,015	△370
水難学会学術講演会	151,962	36,417	115,545
講習会費	344,002	497,512	△153,510
会報作成費	201,223	167,956	33,267
教材費	680,361		680,361
J B W S S		100,165	△100,165
保険料	73,150	101,500	△28,350
ICTプロジェクト費	88,682	88,737	△55
日本財団助成事業支出	2,000,000	1,713,038	286,962
教材他棚卸振替	△417,292	81,852	△499,144
技術調査	197,259	98,775	98,484
共同研究	2,773,170	196,830	2,576,340
管理費	2,194,486	2,856,267	△661,781
給料手当	528,563	1,113,976	△585,413
法定福利費	256,078	245,522	10,556
会議費	812,470	850,430	△37,960
事務運営費	267,375	316,339	△48,964
雑費	330,000	330,000	
經常費用計	8,305,648	5,958,064	2,347,584
評価損益等調整前当期經常増減額	131,136	138,803	△7,667
評価損益等計	0	0	0
当期經常増減額	131,136	138,803	△7,667
經常増減の部			
經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	131,136	138,803	△7,667
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	
当期一般正味財産増減額	61,136	68,803	△7,667
一般正味財産期首残高	21,636,082	21,567,279	68,803
一般正味財産期末残高	21,697,218	21,636,082	61,136
II 指定正味財産増減の部			

正味財産増減計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日（決算）まで

法人名：一般社団法人 水難学会

事業名：事業全体

（単位： 円）

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	21,697,218	21,636,082	61,136

貸 借 対 照 表

令和 8 年 3 月 31 日現在 (決算)

法人名：一般社団法人 水難学会

事業名：事業全体

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
流動 資 産			
現 金 預 金	30,485,167	19,485,944	10,999,223
現 金	90,706	295,096	△204,390
普 通 預 金	5,437,486	5,657,677	△220,191
普 通 預 金 ゆうちょ振替	12,942	12,420,224	△12,407,282
普 通 預 金 ゆうちょ総合	24,940,517	1,112,227	23,828,290
定 期 預 金	3,516	720	2,796
前 払 貯 蔵 品	16,495,145	349,855	16,145,290
流 動 資 産 合 計	49,123,685	21,561,880	27,561,805
固 定 資 産			
特 定 資 産			
事 故 調 査 積 立 資 産	2,000,000	2,000,000	
教 材 積 立 資 産	1,000,000	1,000,000	
特 定 資 産 合 計	3,000,000	3,000,000	0
固 定 資 産 合 計	3,000,000	3,000,000	0
資 産 合 計	52,123,685	24,561,880	27,561,805
II 負 債 の 部			
流 動 負 債			
未 払 金	37,547	37,308	239
前 受 金	30,300,000	2,817,170	27,482,830
預 り 金	7,920	1,320	6,600
仮 受 金	11,000		11,000
未 払 法 人 税 等	70,000	70,000	
流 動 負 債 合 計	30,426,467	2,925,798	27,500,669
負 債 合 計	30,426,467	2,925,798	27,500,669
III 正 味 財 産 の 部			
一 般 正 味 財 産	21,697,218	21,636,082	61,136
正 味 財 産 合 計	21,697,218	21,636,082	61,136
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	52,123,685	24,561,880	27,561,805

財 産 目 録

令和 8 年 3 月 31 日現在 (決算)

法人名：一般社団法人 水難学会

事業名：事業全体

(単位： 円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流 動 資 産)			
現金			90,706
普通預金	第四銀行	普通預金	5,437,486
普通預金ゆうちょ振替	ゆうちょ銀行	振替口座	12,942
普通預金ゆうちょ総合	ゆうちょ銀行	総合口座	24,940,517
定期預金			3,516
前払金			16,495,145
貯蔵品	テキスト 2017	425冊×918円	390,150
	テキスト 2020	245冊×1386円	339,570
	テキスト 最新版	249冊×2,266円	564,234
	DVD ういてまて	106枚	10,600
	Tシャツ他	78枚	315,800
	バスタオル	14枚×666円	9,324
	スミング キャップ 他	非売品	440,833
	切手・はがき		51,322
	レターパック		21,540
流動資産合計			49,123,685
(固 定 資 産)			
特 定 資 産			
事故調査積立資産	第四銀行	定期預金	2,000,000
教材積立資産	第四銀行	定期預金	1,000,000
固定資産合計			3,000,000
資産合計			52,123,685
(流 動 負 債)			
未払金	年金事務所	社会保険料	37,547
前受金	日本財団	助成金	30,300,000
預り金	給与所得税預り金	1～3月分	7,920
仮受金	金田亮平	1月入金分	11,000
未払法人税等	長岡税務署	法人税及び地方法人税	
	長岡地域振興局	法人県民税及び事業税	20,000
	長岡市役所	法人市民税	50,000
流動負債合計			30,426,467
負債合計			30,426,467
正味財産			21,697,218

財務諸表に対する注記

法人名：一般社団法人 水難学会

事業名：事業全体

1. 重要な会計方針

(1) 会計方針

「公益法人会計基準」（平成20年12月1日 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

令和 8 年 0 5 月 1 8 日

監 査 報 告 書

一般社団法人水難学会

代表理事・会長 木 村 隆 彦 様

監事 中内 哲 

監事 山下 丞 

私たち監事は、法令および当学会定款の規定に基づき、第15期事業年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の事業報告書、計算書類（貸借対照表、損益計算書）、これらの附属明細書その他理事の職務執行の監査について、次の通り報告する。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、理事会その他の重要な会議に出席するとともに、会計帳簿類および重要な決裁文書等を閲覧し、当学会の理事等から職務の執行状況等について報告を受け、また、必要に応じて説明を求めることにより、当学会の業務及び財産の状況について調査を行い、監査を実施した。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い当学会の状況を正しく表示している。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はない。
- (3) 当学会の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はない。
- (4) 計算書類とその附属明細書は、当学会の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示している。

以 上

令和8年度活動方針（案）

令和8年6月13日

（1）ういてまて から シン・ういてまてへの飛躍

水難学会会員の総力によりういてまて普及は順調に進み、ういてまては社会生活の中での認知度が向上し、わが国の子どもの水難事故死低減に大きく寄与した。

そこで、ういてまてからシン・ういてまて普及に段階を上げることとする。

そのため、水難学会が主催する国内普及部門では、指導員のシン・ういてまて教育に注力し、会員・指導員が全国各地でシン・ういてまて講習を開催できる環境を支援する。

（2）水難学研究活動の推進

水難学会として外部資金を獲得し、事故調査や技術調査を推進する。

本会の学術団体としての知名度と使命感を生かし、外部資金を獲得したうえで、水難事故調査や農業用水施設の安全技術調査、特定企業等との共同研究を推進する。

理事会組織に設置したプロジェクトチームが、助成金等申請書の作成をはじめとする手続きの管理を組織的に推進し、必要に応じて会員参加型研究を展開することで、組織的な研究活動の実現を図る。

（3）ういてまて定着を推進するための組織力向上

水難学会が提唱する「ういてまて」は、広く社会に浸透し、水の事故発生時はもとより、事故防止に向けた取り組みの中でも「ういてまて」が唱えられる時代となった。

会員が一丸となって真摯に水難の本質と向き合ってきた結果である。

今後は、ういてまてのさらなる定着を目指し、積極的な広報活動を行う。

デジタル媒体による会員向け情報発信に取り組むとともに、ういてまて普及に有用なグッズ開発、水難学会が開発に関わったプールや海での監視用偏光サングラスの会員向け有料配布など、担当理事による組織的活動を強化する。

そのうえで、会員による地域社会への情報発信を支援し、社会に信頼される組織づくりを推進する。

第4号議案 令和8年度事業計画（案）について

令和8年度水難学会事業計画(案)

- 通常理事会（2回）及び理事打合せ会（毎月）
- 水難学会総会（6月）
- 学術講演会等（前期、後期、会員セミナー）
- 広報事業（会報64号発行、資料映像記録、ミニレター発行など）
- 講習事業（認証指導員養成(プール)、シン・ういてまで普及など）
- 国際交流事業（“uitemate”海外普及活動など）
- 技術調査関連事業（技術認証、水難事故防止啓発品の制作、会議など）
- 共同研究事業（実証研究など）
- 安全管理関連事業（講習会の安全に関することなど）
- 水難予防教育関連事業（水難予防教育など）
- 事故調査事業
 - 境界線事業における現地調査（6月～8月） ※日本財団助成事業
- 法人会員関連事業（ホームページコンテンツ開設、関連会議、認証制度など）
- 統括指導員会議等の諸会議
- 会員研修会（リモート開催）
- 水難学会事務事業（事務員雇用、会計士委託、ICT事業など）
- 指導員養成機関認定事業
- シン・ういてまで研修（学科及び実技・5回程度）

第5号議案 令和8年度予算(案)について

令和8(2026)年度 水難学会予算(案)

収入の部	令和7年度決算		令和8年度予算	予算内訳
	事業	決算額	予算額	
繰越		¥22,485,944	¥33,485,167	令和7年度水難学会会計からの繰越金
会員更新		¥2,846,500	¥2,633,690	会費 更新個人会員200名 法人会員11法人
新規会員		¥681,000	¥490,000	個人会員5名@¥10,000 法人会員1法人@¥100,000 認証指導員(プール)養成講習会20名@¥17,000
会員講習会受講料		¥95,000	¥200,000	シン・ういてまで受講料@¥5,000など
外部の指導員養成受講料		¥35,000		
日本財団助成金1		¥1,600,000		
日本財団助成金2 追加分 令和7年10月1日～令和8年9月30日(年度またぎ)		¥30,300,000		水難事故と不審な水難との境界線はどこにあるのか 声なき犠牲者の最期の声を聴く 繰越金 ¥13,804,855
教材販売収益		¥243,230	¥674,130	テキスト、ういてまで指導用DVD売上
ユニフォーム販売収益		¥62,250	¥30,000	ラッシュガード・Tシャツ等売上
利息		¥17,175	¥10,000	利息
雑収入		¥54,065	¥30,000	クレジットシステム利用料等
収入計		¥58,420,164	¥37,552,987	

支出の部	令和7年度決算		令和8年度予算	内訳
	事業	決算額	予算額	
水難学会総会		¥74,350	¥74,350	総会
学術講演会等		¥70,000	¥70,000	基調講演 株式会社ブラボー 加藤社長様、一般演題
シンポジウム(市民フォーラム)		¥90,000	¥90,000	基調講演 元総務省消防庁国際協力官 合田克彰様 水難学会理事 斎藤秀俊
講習事業		¥678,114	¥410,000	認証指導員養成(プール)、シン・ういてまで講習会 会員研修会など
広報事業		¥201,223	¥150,400	会報64号発行、資料映像記録、ミニレター発行など
国際交流事業		¥0	¥3,000	"uitemate"海外普及活動など
安全管理関連事業		¥0	¥3,000	講習会の安全に関する事など
水難予防教育関連事業		¥0	¥3,000	水難予防教育など
講習機関認定制度事業		¥0		
技術調査関連事業		¥197,259	¥500,000	技術認証、水難防止啓発品の制作、会議、成果公開など
日本財団助成金事業2(境界線) 令和7年10月1日～令和8年9月30日(年度またぎ)		¥16,495,145	¥13,804,855	水難事故と不審な水難との境界線はどこにあるのか 声なき犠牲者の最期の声を聴く
会議		¥812,470	¥1,200,000	通常理事会など
保険		¥73,150		
ICT事業		¥88,682	¥90,000	uitemate.jp ドメイン・SSL・サーバー更新 ZOOM契約・SSLふぉーむまん契約
事務運営		¥267,375	¥365,000	事務運営費、口座振替・クレジットサービス手数料 stores.jp(アパレル)手数料
事務員雇用		¥773,862	¥1,500,000	事務員給与、通勤費、労働保険料、雇用保険料
会計士委託		¥299,370	¥299,370	会計士顧問料(税引き前33万円)
税金		¥111,392	¥150,000	法人税、源泉徴収税
支出小計		¥24,934,997	¥18,712,975	
予備費		¥0	¥489,934	
支出計		¥24,934,997	¥19,202,909	
次期繰越		¥33,485,167	¥18,350,078	

第6号議案 一般社団法人水難学会定款施行細則の一部改正
 一般社団法人水難学会定款施行細則の一部を次表の新しいに改める。

◎新旧対照表

新	旧	説明
<p>(会員)</p> <p>第1条 入会を希望する者は、水難学会定款（以下「定款」という。）第7条の規定に基づく入会申込書を水難学会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 退会を希望する者は、定款第9条の規定に基づく退会届を会長に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(理事の選考)</p> <p>第2条 水難学会は、定款第23条第1項第1号に規定する理事を推薦するため、理事候補者推薦委員会を設ける。</p> <p>2 理事候補者推薦委員会は、理事若干名及び会員若干名で組織する。</p> <p>3 理事候補者推薦委員会は、2年毎に理事候補者推薦の公示を行う。なお、公示は、選考年の3月を原則とする。</p> <p>4 理事候補者推薦委員会は、理事候補者を選定し、理事会（定款第30条に規定する理事会をいう。以下同じ。）に答申する。</p> <p>5 理事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。</p> <p>(監事の選考)</p> <p>第3条 定款第23条第1項第2号に規定する監事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。</p> <p>(委員会)</p> <p>第4条 定款第45条に規定する委員会は、委員長及び委員で構成する。</p> <p>2 委員長は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。</p> <p>3 その他委員会に関する事項は、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>(小委員会)</p> <p>第5条 前条第2項の委員長は、小委員会を置くことができる。</p> <p>2 小委員会の委員長及び委員は、委員長が委嘱する。</p> <p>(学術集会)</p> <p>第6条 定款第3条第1号に掲げる学術集会は、第回（和暦年度）水難学会学術総会をいう。</p> <p>2 学術総会の英文名は、The th Annual Meeting of the Society of Water Rescue and Survival Research とする。</p> <p>3 学術総会は、毎年1回、4月から6月の間に開催する。</p>	<p>第1章 会員</p> <p>第1条 入会を希望する者は、様式1の入会申込用紙を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p> <p>第2条 退会を希望する者は、様式2の退会届を会長に提出しなければならない。</p> <p>第3条 個人会員は、会長に届出て、本細則27条に定める地区のいずれかひとつに所属するものとする。</p> <p>第2章 (削除)</p> <p>第4条から第8条 (削除)</p> <p>第3章 (削除)</p> <p>第9条から第12条 (削除)</p> <p>第4章 役員を選考</p> <p>第13条 水難学会は、理事候補者推薦委員会を設ける。</p> <p>2 理事会は、若干名の理事と会員からなる理事候補者推薦委員会を組織し、理事候補者を諮問する。</p> <p>3 理事候補者推薦委員会は、2年毎に理事候補者推薦の公示を行う。公示は、選考年の3月を原則とする。</p> <p>4 理事候補者推薦委員会は、理事候補者を選定し、理事会に答申する。</p> <p>5 理事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。</p> <p>第14条 定款第23条に定めた監事は、理事会が推薦し、総会の承認を受けた者とする。</p> <p>第6章 委員会</p> <p>第15条 会長は、理事会の承認を得て各種の委員会を置くことができる。</p> <p>2 各委員会の委員長は、会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱する。</p> <p>3 各委員会に関する事項は、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>第16条 各委員会の委員長は、小委員会を置くことができる。</p> <p>2 小委員会の委員長及び委員は、委員会委員長が委嘱する。</p> <p>第7章 学術集会</p> <p>第17条 定款第3条の学術集会は、第回（和暦年度）水難学会学術総会をいう。</p> <p>2 学術総会の英文名は、The th Annual Meeting of the Society of Water Rescue and Survival Research とする。</p> <p>第18条 学術総会は、毎年1回4月から6月の間に開催する。</p>	<p>※「会員」について、文言整理等を行います。</p> <p>◎すでに「地区」の取扱いを廃止しているため</p> <p>※「理事の選考」について、文言を整理します。</p> <p>※「監事の選考」について、文言を整理します。</p> <p>※「委員会」について、文言を整理します。</p> <p>※「小委員会」について、文言を整理します。</p> <p>※「学術集会」について、文言整理等を行います。</p>

<p>4 学術総会における研究発表者は、会員に限る。</p> <p>5 学術総会における研究発表の要旨は、ホームページに掲載する。 (会報)</p> <p>第7条 定款第3条第3号に掲げる会報は、「季刊ういてまて Bulletin of The Society of Water Rescue and Survival Research, uitemate」と呼称する。 (削除)</p> <p>2 会報は、所定の年会費を納入した会員に無償で配布する。</p> <p>3 会員は、会報を通読しなければならない。</p> <p>4 会報は、会員以外も購読することができる。 (指導員制度)</p> <p>第8条 水難学会は、指導員制度を設ける。この運営は、別に定める一般社団法人水難学会指導員規則による。 (会費等)</p> <p>第9条 水難学会は、定款第7条及び第8条に規定する年会費を徴収する。</p> <p>2 定款第8条第1項に規定する正会員(個人会員及び法人会員を言う。)及び学生会員並びに同条第2項に規定する賛助会員の年会費は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 個人会員</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 法人会員</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>(每口)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 学生会員</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>(4) 賛助会員</td> <td>50,000円</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <p>3 個人会員の年会費は、理事会の承認を経て減免することができる。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(法人会員)</p> <p>第10条 定款第6条第2号に規定する法人会員の入会等について次のとおり定める。</p> <p>(1) 入会 第1条第1項のとおりとし、理事会の承認を得た場合には、速やかに所定の会費を納入しなければならない。</p> <p>(2) 会員登録 水難学会は、会費納入を確認後、直ちに水難学会会員名簿に登録する。この場合、名簿に記載する法人会員情報は、前項の定めにより提出された文書に基づくこととする。なお、登録は、会費口数に関わらず、一法人につき1件とする。</p>	(1) 個人会員	6,000円	(2) 法人会員	100,000円	(每口)		(3) 学生会員	2,000円	(4) 賛助会員	50,000円	<p>第19条 学術総会における研究発表は、会員に限る。</p> <p>2 学術総会において発表される内容の要旨は、会報に掲載する。</p> <p>第8章 会報</p> <p>第20条 定款第3条の会報は、「水難学会報ういてまて Bulletin of The Society of Water Rescue and Survival Research, uitemate」と呼称する。</p> <p>第21条 (削除)</p> <p>第22条 会報は、所定の年会費を納入した会員に無償で配布する。</p> <p>第23条 会員は、会報を通読しなければならない。</p> <p>第24条 会報は、会員以外も購読することができる。</p> <p>第9章 指導員制度</p> <p>第25条 水難学会は、指導員制度を設ける。この運営は、別に定める指導員規則等による。</p> <p>第10章 会費等</p> <p>第26条 水難学会は、定款第8条により年会費を徴収する。金額は次のとおりとする。 (追加)</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 個人会員</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 学生会員</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>(3) 法人会員</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>(每口)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 賛助会員</td> <td>50,000円</td> </tr> </table> <p>2 個人会員の年会費は入会の年度に限り、入会月が10月以降1月ごとに500円を減ずる。</p> <p>3 個人会員の年会費は、理事会の承認を経て減免することができる。</p> <p>4 個人会員の年会費は、水難学会認証指導員(プール)受講申し込みと入会届が同時に提出された場合に限り全額を免除する。</p> <p>5 個人会員の年会費は、水難学会認証指導員(プール)資格を取得した翌年度に限り3,000円とする。</p> <p>第11章 (削除)</p> <p>第27条 (削除)</p> <p>2 (削除)</p> <p>第12章 法人会員</p> <p>第28条 水難学会の定款及び本施行細則において、法人会員の地位を次のとおり定める。</p> <p>(1) 入会 入会を希望する法人は、所定の入会申込用紙を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。また、理事会の承認を得た場合には速やかに所定の会費を納入しなければならない。</p> <p>(2) 会員登録 水難学会は会費納入を確認後、直ちに水難学会会員名簿に登録する。この場合、名簿に記載する法人会員情報は、前項の定めにより提出された文書に基づくこととする。なお、登録は、会費口数に関わらず、一法人につき1件とする。</p>	(1) 個人会員	10,000円	(2) 学生会員	2,000円	(3) 法人会員	100,000円	(每口)		(4) 賛助会員	50,000円	<p>◎研究発表を広く周知をするためホームページに掲載 ※「会報」について、内容に変更なく、文言整理です。</p> <p>※「指導員制度」について、文言を整理します。</p> <p>※「会費等」について、文言整理等をします。</p> <p>◎1万円⇒6千円 ◎2号と3号を入替え(金額変更なし)</p> <p>◎個人会員会費の改正に伴う見直し</p> <p>◎ポイント制の廃止に伴う削除</p> <p>◎ポイント制の廃止に伴う削除</p> <p>※「法人会員」について、文言整理等をします。</p>
(1) 個人会員	6,000円																					
(2) 法人会員	100,000円																					
(每口)																						
(3) 学生会員	2,000円																					
(4) 賛助会員	50,000円																					
(1) 個人会員	10,000円																					
(2) 学生会員	2,000円																					
(3) 法人会員	100,000円																					
(每口)																						
(4) 賛助会員	50,000円																					

<p>(3) 会費 法人会員の会費の額は、<u>第9条第2項第2号の定め</u>による。なお、法人からの申し出により、会費口数を増加することができる。</p> <p>(4) 退会 <u>第1条第2項の定め</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(5) 総会議決権 総会議決権は、<u>会費1口につき1個とする。ただし、一法人につき5個を上限とする。</u></p> <p>(6) 会報配布 会報の配布は、<u>会費1口につき1冊とする。なお、配布は、会員登録届のあった住所宛への送付とする。</u></p> <p>(補則)</p> <p><u>第11条</u> 水難学会の定款及び本施行細則に関し必要な規則は、理事会の承認を経て別に定める。</p> <p><u>第12条</u> 本施行細則を改正する場合は、理事会及び総会の承認を受けなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>本細則は、平成23年6月11日から施行する。</p> <p>本細則は、平成25年6月8日から施行する。</p> <p>本細則は、平成26年6月14日から施行する。</p> <p>本細則は、平成29年6月10日から施行する。</p> <p>本細則は、平成30年6月9日から施行する。</p> <p>本細則は、令和3年6月13日から施行する。ただし、第26条については、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>本細則は、令和5年6月10日から施行する。</p> <p>本細則は、令和8年6月13日から施行する。ただし、第9条第2項第1号については、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>(3) 会費 法人会員の会費は、<u>本細則第26条の定め</u>による。なお、法人からの申し出により、会費口数を増加することができる。</p> <p>(4) 退会 退会を希望する法人は、<u>所定の退会届を会長に提出しなければならない。</u></p> <p>(5) (削除)</p> <p>(6) 総会議決権 総会議決権は<u>会費1口につき1個とする。ただし、一法人につき5個を上限とする。</u></p> <p>(7) 会報配布 会報の配布は、<u>会費1口につき10冊とする。なお、配布は会員登録届のあった住所宛への送付とする。</u></p> <p>第13章 補則</p> <p><u>第29条</u> 水難学会の定款及び本施行細則に関し必要な規則は、理事会の承認を経てその都度別にこれを定める。</p> <p><u>第30条</u> 本施行細則を改正する場合は、理事会及び総会の承認を受けなければならない。</p> <p>付 則</p> <p>本細則は、平成23年6月11日から施行する。</p> <p>本細則は、平成25年6月8日から施行する。</p> <p>本細則は、平成26年6月14日から施行する。</p> <p>本細則は、平成29年6月10日から施行する。</p> <p>本細則は、平成30年6月9日から施行する。</p> <p>本細則は、令和3年6月13日から施行する。ただし、第26条については、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>本細則は、令和5年6月10日から施行する。</p>	<p>◎実情に合わせた配布数</p> <p>※「補則」について、文言を整理します。</p> <p>◎個人会員会費の額について遡及適用</p>
---	---	--